

Title	非職工組合論
Sub Title	
Author	堀江, 帰一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.4 (1919. 4) ,p.470(28)- 480(38)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190400-0028

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

非職工組合論

堀江 歸一

我國に於て勞働問題に對する官憲の知見の蒙昧を極め、時勢の變遷頗る急なるに拘はらず、何等改新の實を示さざるは、吾輩の嘆息を禁する能はざる所なり。近時勞働者團結の問題起るや、異説の紛々たるを見ると雖も、其間に職工組合の成立を無用なりとし、有害なりとする議論の喧傳せられつゝあるは、之を争う可からず。彼の僱者勞働者間に存すると稱する所謂温情主義に依頼して、職工組合の組織を無用なりとする議論の如きは、餘りに陳腐にして、一瞥を與ふるの價值すら、之に許す能はず。若し夫れ職工組合の組織又は其組織後に於ける行動を以て、僱者に對しては勿論勞働者階級の全體に對して亦有害なりとする議論は獨り今日の我國

に行はるゝに止まらず、多年諸外國に行はれて、職工組合の成立を妨碍し、又其運動を拘束したる事歴の動かす可からざるものあり。然も此種の議論に對しては、幾何の價值を與ふるを得るや否や、一個の問題とす可し。

職工組合有害論の根柢とする所は組合の政策が所謂商業を制限して、社會の公衆に反するの一事に外ならず、往年英國に於て職工組合の合法なりや、將た又違法なりやの問題起るや、専ら此組合が商業を制限する團體なりや否やを以て、議論の分岐點としたるは、世間に顯著なる事實なり。蓋し職工組合の起りて、團體的行動に従うや、第一に職工組合の勢力の及ぶ所を擴張し、第二に職工組合の承認を経て、僱者に向つて醸さるゝ紛議に對しては組合の資金を以て、紛議に關與せる組合員を援助し、第三に組合員の社會に於ける地位を改善し、且つ團體的行動に依て、組合員の爲めに經濟上の利益を獲得するの三點は職工組合の政策として、特に重要視せらる可きものなり。職工組合に屬する勞働者が組合に屬せざる勞働者と共に同一の場所に於て仕事に従うことを拒否するの一事は所謂商業を制限する行爲の最も甚だしきものとして、常に非職工組合論者の非難を加ふる點なれども、一方

より見れば、此事たる、職工組合に加入するに足る能力を有する者を驅つて、組合に加入せしむるに、最も必要な處置にして、斯くて僱者に對して、労働者の取引を試みるに就て、其地歩を鞏固ならしむるを得るの道理なり。換言すれば、労働者が僱者に對して取引を爲す場合に有する實力は、労働者間に僱者に對する要求を支持するの團結存せざる場合に、薄弱と爲るは、勢の免かれ難き所にして、組合外の労働者は、組合所屬労働者の團結を薄弱ならしめ、後者が或る條件の下に始めて僱者の欲する仕事に従う可きことを主張しつゝある場合に、組合外労働者にして之よりも不良なる條件の下に労働することに満足せんか、組合所屬労働者の希望は、忽にして蹂躪せらるゝのみならず、假に組合所屬労働者の堅忍なる意思、勇敢なる行動、金錢并に物質の犠牲に依て、彼等の要求の成就せらるゝことありとせんか、組合外労働者は何等の負擔を荷はず、又如何なる犠牲をも拂はず、却て組合所屬労働者の負擔と犠牲とに依て、有利なる地位に立つに至る可し。斯る結果を生ずるの事實に想到せんか、職工組合が組合外労働者に對して上記の如き政策を施すもの亦組合存立の根本目的を達成する所以として、姑く之を寛恕せざる可からざるなり。

職工組合が組織せられて、其職分の遂行に着手するや、直に組合員の爲めに標準賃銀を決定し、組合に就て労働者を僱傭する僱者をして必ず此賃銀を支拂はしむると共に、組合に屬する労働者をして特殊の境遇に居る者の外、之を要求せしむるの政策を講ず可し。而して此標準賃銀たる、之を決定するに就て、參酌す可き幾多の事情を存し、其事情の内には、労働者一身上の状況に關するものあり、社會全體の發達に關するものあり、將た又労働者の居住し労働する場所の狀態に關するものあり、千差萬別の觀なき能はずと雖も、職工組合の勢力の稍や社會に顯著なるに隨ひ、職工組合の團體的取引に依て定まれる標準賃銀が労働者一個の個人的取引に依て定まれる賃銀に比較して、高率なる可きは論を俟たず。斯くて此點に對して二様の非難の生ずるを免かれず。其一は一國に於て労働者と云ふ同一階級に屬する者の間に、職工組合に屬することゝ、之に屬せざることゝに依て、社會上の地位に懸隔を生じ、前者をして恰も労働者階級に於ける貴族たり、特權階級たらしめ、後者をして之に隸屬せしむると云ひ、他の一は組合所屬の労働者が團結の威力に依り、標準賃銀の下に、賃銀を上進せしむることゝは、組合外の労働者の賃銀を低落せし

むる所以と爲り、社會殊に同一階級に於ける所屬者間に所得の分配を不公平ならしむ可しと云ひ、共に從來職工組合に對する非難として、重きを成したるが如し。

然れども上記兩説を反駁するは、必ずしも難事に非ず。職工組合が労働者の組合加入に就て、嚴重なる制限を設け、一方に標準賃銀を要求するに値する労働能力を備ふる者に非ざれば、組合に加入せざるの方法を取る以上は、前述の反對亦一理なきに非ざるが如しと雖も、組合員中、所定の労働能力換言すれば標準賃銀を得るに値せざる者に對しては、所謂特別免許の下に、標準賃銀以下の賃銀を以て、労働することを許容する場合あり。又組合に屬する労働者が團體の威力に依て、高率の賃銀を受け、組合に屬せざる者の賃銀が之に對して低きに居るの事實は不公平の觀ありと雖も、之を他の一面より觀察を下さんか、此事たる、労働者に對して、如何なる邊まで自己の労働能力を増進せしむることに依て、如何なる高の賃銀を收得するを得るやの標準を示すものにして、却て労働者に其技術を練磨し、人格を陶冶するの刺戟を供ふるの效果ありと認むるを得べし。然らば次に組合所屬労働者の賃銀上進は所屬外の労働者の賃銀を低落せしむる原因たる可しと云ふ議論に對

しては、吾人は如何なる觀察を下すを得べきか。若しも労働者の労働能力が賃銀の高低如何に拘はらず、常に同一の率に居り、妄に消長せざるものとすれば、一部の労働者の賃銀増進は必ず他の一部の労働者の賃銀に減退を招かざるを得ず。彼の英國正統學派に屬する諸學者は一方に賃銀基金説を信奉し、他の一方に上記の論點より職工組合を無用視し又は有害視するの説を支持したる所以なり。然も労働殊に労働能率に關する實驗に徴するに、貨幣賃銀の高率なるは必ずしも實質賃銀の高貴なるを意味せざると共に、貨幣賃銀の低率なるもの亦敢て實質賃銀の低廉なるに相當せず、斯る齟齬を生ずる所以のものは、労働の費用を測量するに、賃銀に對する労働能率の關係を念頭に置かざる可からざるを以てなり。職工組合が團體の威力に依て、標準賃銀を定め、之を組合所屬の労働者を雇傭する傭者に強要するは、労働の費用を増加するの恐あるが如く、而して斯く増加したる費用は組合所屬外の労働者の負擔に歸するもの、如くに想像せらるれども、吾人は別に賃銀上進の労働者の労働能率に如何なる効果を及ぼすやの事實に顧みる所なかる可からず。

労働者の労働能率が如何にして増進せらる可きやの問題に就ては、近年種々の方面より専門的研究の試みらるゝものあり、其増進の原因として數へらるゝもの亦一二に止まらずと雖も、多數の研究者は労働者の就業并に生活上に於ける環境に重きを置くの觀あり。就業上の環境を改善するの一事は近年各國共に工場法の規定に依て、之を成就することを期し、労働時間の短縮、工場の衛生状態、休憩時間の延長等種々の方面に涉りて、其及ばざるを恐るゝの状あり。而して生活上の環境を改善するに就ては、労働者住宅の改良の如き直接の施設なきに非ずと雖も、大體に於ては、労働者の賃銀を豊富にし、労働者自己の判断に依て、斯く豊富に爲れる賃銀を適當の道に費消せしめて、以て所期の効果を擧げしむるの外に存するの道あるを知らざるなり。労働能率と賃銀との關係斯の如しとすれば、職工組合の下に、組合所屬労働者が標準賃銀を收めて、就業することは、即ち彼等の生活上に於ける環境を改善して、労働能力を増進するの効力ありとす可く、労働能力にして増進せんか、彼等の増加したる賃銀を支拂うの資金は自ら彼等の力に依て、生産せられ、特に組合所屬外の労働者を壓迫し、一方の所得を奪ひて、之を他に與ふるが如き不正を生ぜざるの道理なりとす可し。

二

更に職工組合に對して、最も強烈なる非難を生ずるは、組合所屬労働者の労働紛議に關與したる場合に、組合の資金を以て、組合員を擁護し、斯くて紛議の期間を延長し、又紛議の發生を頻繁ならしむ可しと云ふもの是れなり。蓋し職工組合にして組織せられんか、其鬭争的職分を全うする爲め、各種惠與金中、必ず紛議惠與金を設けて、之を失業惠與金と區別するを常とす。失業惠與金は組合所屬の労働者が自己の意思に反して失業したる場合即ち労働者自身は労働を繼續する意思を有するに拘はらず、僱者の解雇する所と爲れる場合に給與せらるゝに反し、紛議惠與金に至つては、組合の決議に従ひ、所屬労働者が同盟罷業を決行したる場合に、給與せらるゝものにして、職工組合が鬭争的職分を行ふに就て、重要の手段たると共に、職工組合に對する非難の集中する點たらざれば、己まざるなり。我國に於ける非職工組合論者の如きは、特に此點に重きを置き、職工組合組織せられて、労働者の團體的行動盛ならんか、到る所に同盟罷業の發生を見る可しとして、大なる憂慮を懷

ひて止まざるが如し。然も職工組合は同盟罷業を一個の手段とてすれ、之れを目的とするものに非ず。同盟罷業の行はるゝことの繁頻にして其時期永く、又關係者の多數なるときは、組合は紛議惠與金を支出するもの大ならざるを得ず。而して此惠與金たる、既往幾年の間組合員の醜金より得たる収入を以て、經常費を支出し、其剩餘を以て蓄積したる基金より支辨するものなるが故に、組合の行政を擔當する者が之れを支出するに就て重大なる責任を感ずるは、當然にして苟も之れを濫費するを許さず、此の點より職工組合の下に於て、同盟罷業の發生が或る程度に制限せらるゝの道理なる一方に、備者亦職工組合の勢力と認むるときは、苟も組合の提出する要求の不法なるものに非ざる限り、之れを承認するを以て、職工組合と同盟罷業と相關聯するは、世人の想像するが如き程度のものです可からざるなり。

職工組合の組織鞏固と爲り、一の組合と他の組合との間に、聯絡を生ずるや、相關聯せる事業の一に於て、労働者が同盟罷業を執行するや、他の關係事業の労働者亦同時に罷業を企て、以て前者を應援するの風行はるゝに至る。所謂同情的同盟罷

業と稱せらるゝものは、即ち是れにして、英國に於て歐洲戦争前鐵道運送、炭坑三業に於ける職工組合に聯絡を生じ、三角同盟の形態に於て或る行動に出でんとし、偶々戦争の故を以て中斷せられたるが、休戰條約成立後直に或る行動を企てんとしたるは、著明の事實なり。既に職工組合にすら反對する人士ありとすれば、斯る職工組合の聯合的行動に對して、一層強烈なる反對を爲す可きは、自然の勢なるが如しと雖も、同情的同盟罷業の如き必ずしも一概に非難す可きに非ず。蓋し一の事業に同盟罷業起りて、罷業者の成功を告げて、賃銀の引上を始め労働條件の改善を見たりとすれば、關係諸事業の備者亦此勢に促されて、自家の労働者の爲めに、條件の改善を行ふ可し。果して然らば前者は罷業の危険を賭し、又罷業に伴う損失に當りつゝ、條件の改善に成功したるものなるに、後者は何等の犠牲を拂はずして、獨り前者の爲したる所の惠に浴さんとするものに外ならず。労働者として一の階級を組織し、其階級に固着する同一の利害關係に支配せらるゝ場合に、他の努力を渝んで、自己の利益に充てんとするが如き、社會共存の要件に適ひたる所業とす可からず。即ち一組合の所屬労働者が罷業を起すや、其結末に依て利害成敗の影響

を蒙る可き地位に居る他組合の所屬労働者亦相次いで罷業を敢てし、以て前者を援助するに至る所以なり。斯の如きは職工組合運動に伴う當然の結果として、世人の承認せざる可からざる所なり。

AN ECONOMIC INTERPRETATION OF THE
SOCIALISTIC MOVEMENTS IN THE
UNITED STATES. II.

SENJIRO TAKAGI.

C. The Fourierite Communities.

In 1840 Albert Brisbane published in New York a book entitled "Social Destiny of Man," which was an exposition of Fourier's doctrine. This book made a great impression on the reading public, and such brilliant men as Horace Greeley and Charles A. Dana were converted to Fourierism. This was the beginning of the meteoric Fourierite movement in the United States. Numerous Communities were started in various states, and of these experiments thirty-two were saved from oblivion. Eight of them were tried in Ohio, six each in New York and Pennsylvania, three each in Massachusetts and Illinois, two each in New Jersey, Michigan and Wisconsin, and one each in Indiana and Iowa. Their alphabetical list, with their respective dates of establishment, memberships, etc., is as follows: